

第5章

公共施設の設計に関する事項



5-1 設計の考え方

本市の景観は、屋外での生活を楽しんでいる人々の姿が様々な場所で見られることを目指しています。

公共施設の設計は、施設の用途、利用者及び活動など、整備した後の施設の維持管理や運営を考慮しながら、進めます。なお、既存の施設の改修にあたっては、過ごし方調査等を活用し、現状の利用状況等を調査した上で、改修後に人々が訪れたくなるような空間づくりを進めます。

以上に基づき、「5-2 景観協議」の対象となる公共施設については、下記の3つの方針や「5-3 施設の景観形成基準」に従い設計を進めます。なお、協議の対象とならない施設についても、本章を参考に設計を進めます。

良好な景観の形成に関する方針（第2章）に沿うこと

公共施設は、求められる機能性を重視することはもちろん、地域の景観特性や環境、歴史性などを的確に読み取り、地域イメージを醸し出すようなデザイン、周囲の景観まちづくりを先導していくようなデザインであることが求められます。地域の景観まちづくりのシンボルとなるような景観の形成を進めます。

バリアフリー¹⁾、ユニバーサルデザイン²⁾に配慮すること

全ての人が安全かつ快適に空間を利用できるように、バリアフリー¹⁾やユニバーサルデザイン²⁾に配慮した空間づくりを進めます。

人々が行きたいと思う空間を創出すること

本市の景観は、人々の活動こそが景観を形成する大事な要素と考えています。そこで、道路、河川、公園など公共空間の設計にあたっては、交流、遊び及びイベントなど、その場所での人々の活動を想定した上で、人々が行きたいと思う空間を創出します。

1)バリアフリー：障害者や高齢者等の方が、生活の支障となる物理的な障壁や精神的な障害を取り除くこと。

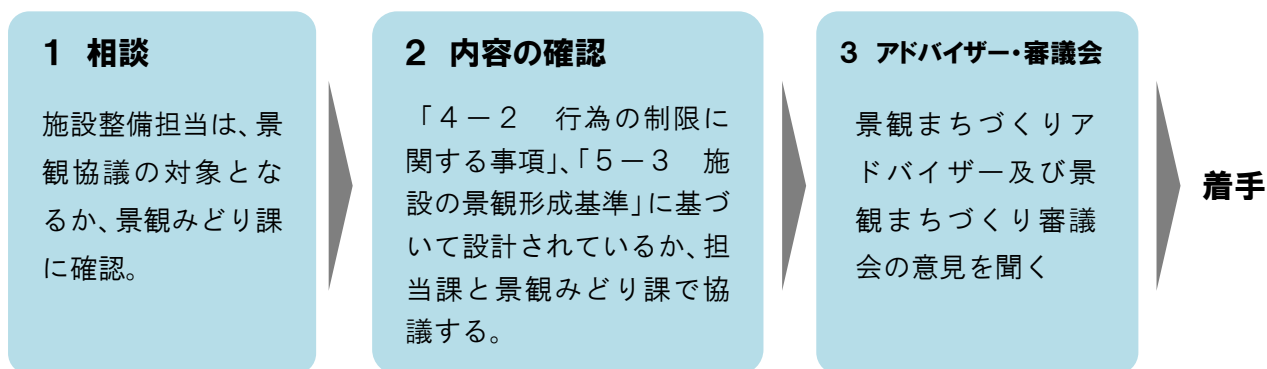
2)ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

5-2 景観協議

道路、河川、海岸、漁港、公園、建築物を含む公共施設は、多くの市民や来訪者が利用し、本市の景観を形成する上で重要な役割を果たします。そこで、公共施設の設計段階で、内容を協議する景観協議を行います。

景観協議は、「5-1 設計の考え方」と「5-3 施設の景観形成基準」に基づいて設計をされているか、確認をしながら、協議を行います。

本市の景観は、ひとの気持ちや価値観を重要視しています。そこで「各施設が人々の活動の姿を踏まえて、施設の設計をしているか」を協議の中で確認します。進め方は下記のとおりです。



対象

公共施設の新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替、又は色彩の変更に該当し、下記のいずれかに該当するものは景観協議を行います。なお近年、PFI¹⁾事業など民間が参入した施設整備も協議の対象となります。

- 1) 景観法の届出対象行為に該当する建築行為
 - ・ 高さ10メートルを超えるもの（一低層・二低層では軒の高さが7メートルを超えるもの）
 - ・ 延べ面積が1,000平方メートル以上のもの
 - ・ 商業施設の用に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
 - ・ 計画戸数を8戸以上とするもの
- 2) 指定地区内の建築等の行為
- 3) 景観資源（景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木、ちがさき景観資源）における施設等の整備
- 4) 本市の景観形成上重要な箇所における建築等の行為（景観ベルト、景観ポイントなど）

1)PFI：Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、従来のように公共が直接施設を整備せずに民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法のこと。

5-3 施設の景観形成基準

1) 道路

道路は、交通のための空間であるとともに、まちの景観を形成する重要な公共空間です。そこで、沿道の環境や交通量など道路の性格に応じた空間づくりを進めます。

1. 道路線形 方針：地域に開かれた配置とする。

景観形成基準

- ・ 地形や河川等に沿った線形を心がける。
- ・ 遠景にシンボリックな施設やランドマーク¹⁾となる富士山と連なる山並みなどがある場合は、これらを意識し、眺望景観をつくる。
- ・ 道路上にシンボルとなる樹木などがある場合は、樹木等を活用し、交通機能上の問題がない緩やかな曲線とした上で象徴的な景観をつくる。
- ・ 細街路を拡幅する際に、民地にあったクロマツなどのシンボリックな樹木が道路上に現れる場合は、交通機能上の問題がなく、地域の合意が得られた場合は、できる限り保全し、地域の景観を継承する。

イメージ



1) ランドマーク：目印や目標の意味で、遠くから目立つ塔や建築物、樹木などその地域のシンボル、特徴づけとなっているもの。

2. 道路構造

方針：交通機能上必要な構造を確保するとともに、景観との調和や快適な空間を創出する。

景観形成基準

- ・幅員の狭い道路では、道路側溝をスリット側溝にするなど、歩行者の通行が可能な有効幅員を確保し、舗装の素材や色によって車道と歩道の区分を行う。
- ・道路の法面などは、連続的で規模が大きく、非常に目立ちやすい存在ですが、植栽による法面処理や緩勾配の法面にするなどの工夫を施し、比較的周辺の地形になじませる。
- ・地下道を設ける場合は、坑口を広く見えるようにしたり、柔らかみのある表面処理（素材、緑化等）を行い、運転手への圧迫感を和らげる。
- ・インターロッキング¹⁾や平板を用いる時は明るい雰囲気になるように設える。愛称道路では、愛称の由来や意味をデザインに取り入れるなど市民に親しまれる身近な通りとする。

イメージ



1)インターロッキング：道路やパブリックスペースなどの舗装に使われるブロックの一種。

3. 道路付属物

方針：街灯、標識、信号機類などの道路付属物は、その機能を十分に発揮するとともに、地域の個性や魅力を活かしたデザインとする。

景観形成基準

- ・ 防護柵や車止めなどの道路付属物は、弱視の方への視認性を確保しながら、地域の魅力を活かしたデザインを採用する。
- ・ 狭い歩道に道路付属物を設けるときは、他機関や民間への協力を働きかけ、沿道の土地を利用することにより、歩行者空間を確保する。
- ・ 交通管理上で必要とされる道路標識や信号機、防護柵などは、その機能を十分に果たしうる範囲で情報整理や共架を行うことで、わかりやすさだけでなく、道路の美観を高める。
- ・ 夜間でも安全に通行できるように、街灯を適切に設ける。
- ・ バス停にベンチや上屋施設を設けるときは、周辺の環境に調和したデザインを採用する。

イメージ



4. 道路緑化

方針：道路の構造、みどりの機能（防災、生活環境、景観、自然環境など）、まちづくりの考えを受け、樹種を選定し、配置する。

景観形成基準

- ・「道路緑化等技術基準・同解説」（社団法人 日本道路協会）などを参考に、設計・整備及び維持管理を行うこと（改修にあたっても同様）。
- ・維持管理にあたっては、樹木の生育状況等を鑑み、適正な管理を行うこと。
- ・樹木の配列や樹形など視覚的要素だけでなく、四季の変化や香りなどを五感で感じたり、地域の歴史や由緒を伝える樹種を選定する。なお、様々な顔を見せる地被類を積極的に採用する。
- ・中央分離帯には、塩害や排気ガス等に強い草木を植えるなどの工夫をする。

イメージ



5. 道路占有物

方針：歩行者空間や自転車走行空間の確保や見通し確保のため、看板類などの占有物の設置については、設置箇所を集約し、過剰な設置を避ける。

景観形成基準

- ・市公共サインガイドラインを遵守するとともに、注意喚起や周知啓発等の看板類は必要性を鑑み、設置箇所を集約し、過剰な設置を避ける。占有にあたり、通行上支障のない箇所に設置し、かつ周辺の景観に適したものとする。
- ・キャラクターなどを用いた占有物の設置は控える。
- ・電線類の無電中化により、歩行者空間の確保や見通しの良い開けた空間を形成する。
- ・占有物の色彩等は、周辺の環境や沿道の特徴を踏まえる。
- ・占有者は、占有物の適正な維持管理を行う。
- ・バス停の時刻やバスルートは、誰にでも分かりやすいよう、ユニバーサルデザイン¹⁾に配慮したものであるとする。

イメージ



1) ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

2) モニュメント：記念性を持った構築物のこと

6. 歩行者空間・ 自転車走行空間

方針：歩道は、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した空間を形成する。道路の整備・改修に併せて、自転車の走行空間を創出する。

景観形成基準

- ・路面については、安全性やゾーンの考え方を踏まえ、舗装パターン等を決定する。素材については、天然素材（自然石、木レンガなど）や人工素材（コンクリート系、ブロック系、タイル系など）など、様々な素材の検討を行い、楽しく歩ける快適な歩行者空間を創出する。
- ・施設への自動車乗り入れ部は、舗装パターンや色合いを変え、歩行者への注意を促す。
- ・歩道の有効幅員が確保できる場合は、ポケットパーク¹⁾、ベンチ等の設置、道路緑化を行い、地域や道路の個性を高め、歩くことが楽しい歩行者空間をつくる。
- ・自転車利用が多いエリアや来訪者が多いエリアについては、矢羽サインなどを設置し、自転車が利用しやすい空間を創出する。

〇イメージ



1)ポケットパーク：街路の沿道に整備された小公園のこと。

2)オープンカフェ：店の前に客席を設け、開放的な演出を凝らしたカフェやレストラン

7. 橋梁

方針：橋梁は、地域のランドマークになるように、橋梁本体や橋上施設の安全性、機能性の確保に加えて、地域の象徴となるにデザインする。

景観形成基準

- ・ 橋梁は、周辺環境との調和に配慮しながら、人々が愛着を持ちや地域のシンボルとなるデザインや色彩等を検討する。
- ・ 親柱、高欄、照明灯など橋上施設のデザインは、アクセントや地域の由来・伝説などを題材としたデザインを取り入れることで、リズム感や地域性を表現する。
- ・ 高欄や照明灯などのデザインは、橋梁とのデザイン調和を図りながら、前後にあるガードレールなどを含めたデザインとし、道路の連続性を確保する。
- ・ 高欄は視線を遮るばかりか、見た目にも圧迫感を与える。特に狭い空間においては、透過性の高いデザインとし、明るく快適なイメージを創出する。
- ・ 良好な展望が得られる橋詰では、広場を設けより、歩行者が立ち止まって、安全に景色を眺められるような空間を確保する。

イメージ



8. 高架構造物

方針：重圧感・突出感の緩和し、軽快でシンプルなデザインとする。

景観形成基準

- ・ 構造的な強度を確保した上で、橋脚の面取りやY型脚のように下部を細く見せることにより、人工的な構造物の圧迫感を軽減する。
- ・ 鋼桁の場合はできるだけ箱桁とし、I桁鋼等の場合も目隠しのカバー等を設けることにより、シンプルですっきりとしたイメージとする。
- ・ 防音壁は、背景に配慮した色彩や化粧板による構造体の被覆などのデザインを工夫する等、軽快なデザインとし、周辺環境への圧迫感を軽減する。
- ・ 排水管などの附属物は、維持管理の容易さなどに配慮しながら、構造物の中に組み込むなど一体化したデザインの工夫を施し、乱雑でないすっきりとした空間とする。
- ・ 近景においては植栽などによって、視覚的に構造物を遮断し、景観上の突出感を軽減する。

〇イメージ



9. 駅前広場

方針：明るく、開放的な空間とする。スムーズに公共交通を利用できるように広場を計画し、適切にサイン等を設置する。

景観形成基準

- ・駅前広場は、市民だけでなく来訪者も利用する空間であり、まちのイメージを印象づける場所である。そのため、利用がしやすい空間であることは前提としつつ、茅ヶ崎のイメージ（明るい、ゆったりとした、自由な）を合う空間として整備する。
- ・適度な明るさを保ち、安全性や防犯性を担保するとともに、まちの玄関口として相応しい演出を行う。
- ・バスやタクシーなどの交通情報のサインについては、茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザイン¹⁾に配慮しつつ、まちの魅力が感じられるものとする。
- ・レンタサイクルなど、移動を楽しめる取組を併せて検討する。
- ・ベンチなど休憩できる場所の設置を検討する。
- ・記念碑など駅前広場に関わりのない占用物等は設置しない。

イメージ



1) ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

2) トランジットモール：バス、路面電車などの公共交通だけを通行させた空間のこと。

2) 河 川

河川は、治水や利水機能を持つとともに、地域にうるおいとやすらぎを与える貴重な自然空間であり、地域の景観形成に重要な役割を果たします。また、上流～中流～下流といった流れの位置、周囲の地形によって、その形態は大きく異なります。そこで地域性や形態等に応じ、周辺環境との調和や川沿いの空間利用などにも配慮した空間づくりを行います。

1. 連続性

方針：地域間を貫く景観要素として、全体の統一感をもたせた上での地域性の演出に配慮する。

景観形成基準

- ・ 川に沿ってまちが次々と変化していく都市河川においては、連続性を保ちながら、人が集まる場所や視線の集中する部分に地域特性を織り込んでいくことにより、豊かな表情を演出する。
- ・ 夜間でも利用の多い箇所は、照明灯やフットライト¹⁾を適切に配置し、夜間景観を演出する。

イメージ



1)フットライト：足元を照らす照明

2)ボードウォーク：木の板張りによる遊歩道

2. 護岸

方針：河川の性格や周辺環境にあった形態やデザインについて配慮する。

景観形成基準

- ・安全性を確保しながら、水とふれ合うことのできる空間を護岸の適所に設けたり、水面が見える工夫などを行い、親水性のある空間を形成する。
- ・自然地や田園地などにおける護岸は、生きものの生息・生育環境を保全・創出する多自然型工法による護岸とするなど、周辺環境に調和したうまいある河川景観を形成する。
- ・市街地の中を流れる都市河川の護岸は、高価な土地の有効利用上からも緩斜面護岸や多自然型護岸の設置は困難であり、鋼矢板やコンクリート等による人工的な護岸が主流とならざるを得ない状況にある場合は、護岸への景観的配慮を行うことにより、周辺環境との調和を保つ。

イメージ



3. 堤防 高水敷

方針：防災上必要な機能を確保するのみでなく、周辺環境と河川の資質に対応した親しみの感じられる空間形成に配慮する。

景観形成基準

- ・ 河川機能や周辺環境との調和を保ちながら親水利用を図り、親しみのある河川とする。
- ・ 季節感を演出するような植物を適宜選択し、植栽し、効果的な河川景観の演出を図る。
- ・ 背景となる自然やランドマーク¹⁾となる施設への眺望が良好な場所においては、視覚的に障害となるものを極力配置し、遠景と河川が一体となった景観を創出する。

イメージ



1)ランドマーク：目印や目標の意味で、遠くから目立つ塔や建築物、樹木などその地域のシンボル、特徴づけとなっているもの。

4. 水辺

方針：水量の確保と水質の浄化に配慮する。また、水辺の生きものや植物を楽しむ環境を整備できる場合は、来訪者が楽しめるような空間を整備する。

景観形成基準

- ・水量が多く流速も早い河川では、水辺に近づくことは危険が伴う場合もあり、水量が極端に少ない河川では、多様な生態系を維持することができず親水性も図れない。水質とあわせて水量に配慮することにより、親水性の高い河川とすることができる。
- ・悪臭などがなく、安心して水に触れることができる水質とし、親しみのある水辺とする。
- ・安全性が担保できる箇所については、生きものが生息・生息する環境を観察ができるような空間づくりを行う。

イメージ



3) 公園・緑地、広場

公園・緑地、広場は、誰もが利用でき、集うことができる空間であり、都市生活において欠かせないオープンスペースです。景観面でも、みどりは人の心を和ませる効果があり、さらに都市防災の観点からも重要な役割を担っています。

イベントや遊びなどレクリエーションの場となる公園や広場、貴重な自然に触れることのできる緑地など、各々の整備目的に応じたデザインを施し、みどりによる効果的な演出により、人々が憩い集う空間づくりを進めていきます。

1. エントランス 接道部

方針：エントランスや接道部は、敷地内が視認でき、誰もが入りやすいようにユニバーサルデザイン¹⁾に配慮し、明るく、開放的なデザインとする。

景観形成基準

- ・接道部との段差解消や舗装パターンの同一化等、道路空間との一体化を図り、ゆとりある歩行者空間を創出する。
- ・沿道の樹木は、敷地内が見通せるように、低木や中木の設置を避け、高木や地被類などを組み合わせ、視界の確保を行う。
- ・エントランス・接道部にベンチを設け、公園等の利用者が入りやすい状況をつくる。
- ・天然素材（自然石、木など）や人工素材（コンクリート、ブロックなど）、様々な素材を検討し、周囲との調和を考慮することにより、楽しく歩ける快適な空間を創出する。

イメージ



1) ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

2. 敷地内の みどり

方針：開放的な空間と緑陰のある空間を適切に設け、誰もが過ごしやすいように、樹木の配置を行う。既存の樹木は、積極的に保全・活用する。

景観形成基準

- ・ 周辺の緑化と連続性をもたせることにより、地域との一体感を創出する。
- ・ 将来、うつ蒼とした空間にならないように、樹木の本数や配置を行う。
- ・ シンボリックな樹木や樹林地などは、そのままの形で残すことにより、地域住民に愛着のもたれる空間として維持する。
- ・ 花木や実のなる木、草花などは季節感を感じさせ、空間に変化をつけます。それらを効果的に配置し、利用者が一年を通じて楽しめる空間をつくる。
- ・ 市民緑地など良好な樹林を形成しているものは保全・活用し、みどりの中で集える空間を創出する。

イメージ



3. オープン スペース

方針：外部空間における人々の活動の舞台として、開放感のあふれる空間を形成する。

景観形成基準

- ・整備目的にあわせたみどり豊かなオープンスペース¹⁾を確保し、まちに潤いと開放感を与える。
- ・高台の眺望に優れている場所では、視線上に高木植栽や大規模な工作物などを設置しないように心がけることで、良好な眺望景観を確保する。

イメージ



1)オープンスペース：都市における公園・緑地、民有地の空地など建築物に覆われていない空間

4. 付帯施設

方針：大きな公園は、人が楽しく利用できるように施設の内容も併せて検討すること。照明を適切に配置し、夜間景観の演出に努める。

景観形成基準

- ・公園・緑地、広場は、自然が豊かな空間であるため、外構等に自然素材を用いるなど、周辺との景観の調和を図る。
- ・公園・緑地、広場が様々な生活シーンで使われるように、飲食や学習など付帯施設の利活用を検討する。
- ・照明灯やフットライト¹⁾などを適切に配置し、夜間景観の演出に努める。
- ・自転車置き場は、公園の出入口など利用しやすい場所に配置する。また、平置きとし、デザイン性の高い器具の導入に努める。

イメージ



1)フットライト：足元を照らす照明

2)ビオトープ：生物の生息・生育環境空間のこと

3)ガゼボ：西洋の庭園、公園及び広場によく見られる屋根のある構造物。

4) 海岸・漁港

海岸は、茅ヶ崎の豊かな自然環境を象徴するものであり、またイベントや遊びなどのレクリエーションの場となっています。また、海からスポーツや音楽などの新たな文化が構築される資源です。誰もが、集い、遊び、交流できる空間づくりを進めていきます。漁港の施設を再整備する際は、茅ヶ崎の海に調和した、明るく、軽快な施設とします。

1. 施設

方針： 海岸の自然景観に配慮した環境を整備するとともに、海浜植物や砂浜などを保全する。

景観形成基準

- ・ 漁港及び海岸の整備にあたっては、「海岸景観形成ガイドライン」（国土交通省）及び「湘南なぎさデザインガイドライン」（神奈川県）に準拠する。
- ・ 周辺の自然環境との調和や視点場からの眺望に配慮し、海岸の自然景観を尊重して工作物等の整備は最小限に留める。工作物等の整備する場合は、自然素材を使用する。
- ・ 海や富士山などのゆっくりと眺められる空間をつくる。
- ・ 海浜植物、砂防林等の植生及び砂浜を保全する。
- ・ 漁港施設は、茅ヶ崎の海に調和した、明るく、軽快な施設とする。

イメージ



5) 建 物

公共建築物は、地域の中心に位置している場合が多いため、地域住民の生活と大きな関わりをもつとともに、地域の景観形成においても重要な役割を果たします。

そこで、公共建築物は、地域に親しまれる施設とすると同時に、地域の景観形成の核となる質の高いデザインを行うことが求められます。

1. ランドスケープ¹⁾ 建物計画

方針：歴史性、周辺環境を分析し、動線計画やランドスケープ¹⁾の設計を進める。また、誰もが利用でき、交流できるように設える。

景観形成基準

- ・ 歴史性、周辺の状況等を踏まえ、人々の活動を考えた屋外空間や建物を計画する。
- ・ 施設が利用しやすいように、アプローチ²⁾や入口からの視認性を考慮し、建物配置を行う。
- ・ 建築物は、道路境界線から後退し、空間をできるだけ確保し、緑化、ベンチなど過ごしやすい空間を創出する。緑化は、紅葉、香りなど四季を楽しめるような工夫を行う。
- ・ 管理面で問題がない場合、敷地境界部の塀を設けず、道路空間と一体となった利用価値の高いオープンスペースとする。
- ・ 塀などを設ける場合、生け垣又は見通しの良い柵とし、周辺環境との調和が図れるとともに、圧迫感を軽減する。

イメージ



1)ランドスケープ：ある土地における資源、環境、歴史などに関わる諸要素で構築される空間。

2)アプローチ：建物・施設への導入路のこと。

3)モニュメント：記念性を持った構築物のこと。

2. 建物デザイン

方針：建物の形態や意匠は、施設特性や周辺環境を考えたデザインに配慮する。

景観形成基準

- ・周辺に配慮した建物の高さやボリュームを検討し、バランスの良いまち並みを形成する。
- ・美術館など不特定多数の人が利用する施設、学校やコミュニティセンターなどそれぞれの地域住民が中心に利用する施設は、親しみやすくシンボル性のあるデザインとする。
- ・大きな面積を占める建物の外壁は、色彩を地域性に配慮した明度・彩度とすることにより、視覚的な圧迫感を軽減する。
- ・単調な壁面は、部分的に修景することにより、全体を引き締める。

イメージ



1)バックヤード：裏庭や店舗内で売り場でない場所（倉庫、作業場、調理場）

3. 設備類

方針：設備類は、街なみを損なわないようなデザインに配慮する。

景観形成基準

- ・高架水槽や配管などの設備類及び屋外施設などは、できるだけ露出しないよう建物と一体的にデザインし、周辺環境からの突出感を軽減する。
- ・ごみ集積所等の地上設備類は、目隠し緑化により直接見える部分を減らすなどの修景を施し、すっきりとした清潔感のある街なみを形成する。

イメージ



2)ルーバー：壁面や窓などに幅の狭い羽根状の板を一定の間隔で取り付けけた器具のこと

4. 駐車場・駐輪場

方針：駐車場・駐輪場は配置の工夫し、修景を行い、景観的な違和感を与えないように配慮する。

景観形成基準

＜駐車場＞

- ・位置は、まち並みの連続性、歩行者や自転車の流れを分断しないように配置する。
- ・出入口は、通行者が車の出入を視認できるように、中木の植栽は避ける。
- ・駐車場内は、緑化を行い、単調な空間をつくらない。

＜駐輪場＞

- ・平置きにするか、もしくは誰にでも使いやすく、デザイン性の高い駐輪器具を設置する。
- ・建築物の前面部など利用しやすい場所に配置するとともに、歩行者や自動車の動線に留意し、配置する。

イメージ



5. 照明

方針：ライトアップの適切な場所やその明るさなどに配慮し、夜間景観を演出する。

景観形成基準

- ・道路に面する箇所はフットライト¹⁾を設け、夜間景観を演出する。
- ・駅前などまちの顔となる場所においては、適度な明るさを保ち安全性や防犯性を担保するとともにまちの玄関口として相応しい演出を行う。
- ・主要な幹線道路や沿岸部などの立地する建物は、立地に相応しい夜間景観を演出する。
- ・住宅地などでは、必要最小限の照明にとどめることにより、夜空の眺望を守る。

イメージ



1)フットライト：足元を照らす照明

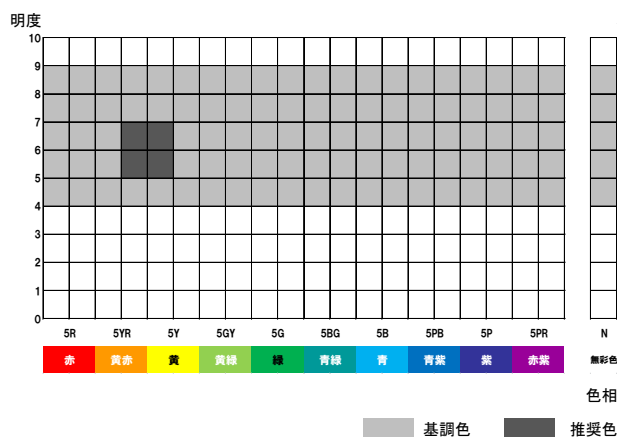
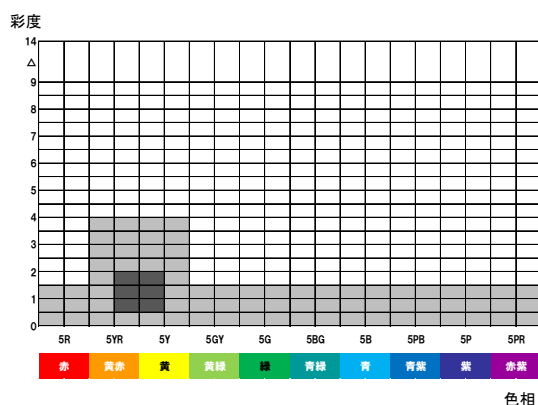
6. 色彩

方針：公共建築物の色彩については、各ゾーンの推奨色を基本に用いる。
アクセント色は、建築物の見附面積の1／10未満とする。

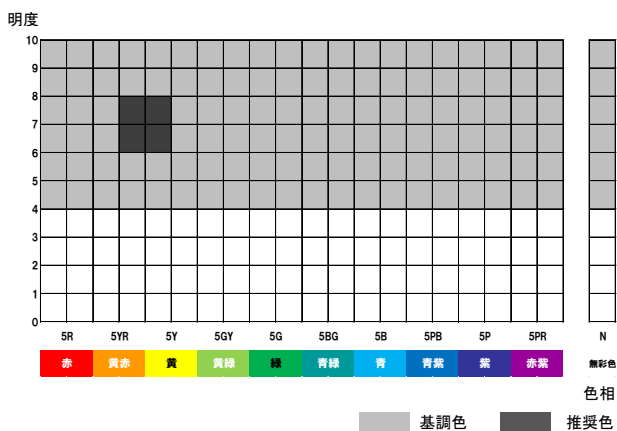
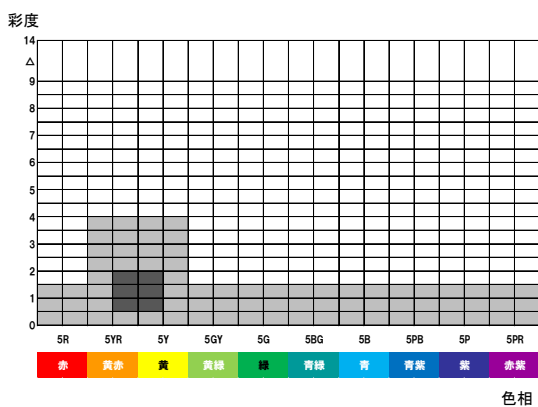
景観形成基準

建築物及び工作物の外観の主たる色彩（基調色）は、マンセル値¹⁾により、4つの景観ゾーン別に次のとおりとする（上げ裏面を含む）。なお、景観ゾーンごとにマンセル値¹⁾により、推奨色を設定しています。推奨色の特徴は、低彩度のY R（黄赤）系とY（黄）系で、明度差を設けている。北部丘陵ゾーンは、低明度で周辺のみどりとの調和により落ち着き感の創出を、海岸地域景観ゾーンは、明るい海辺の創出を意図している。

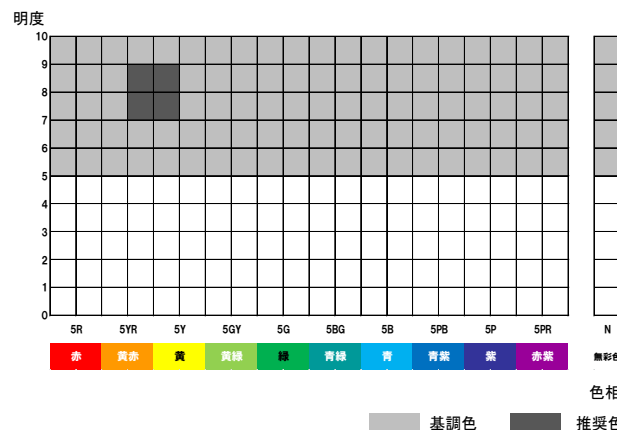
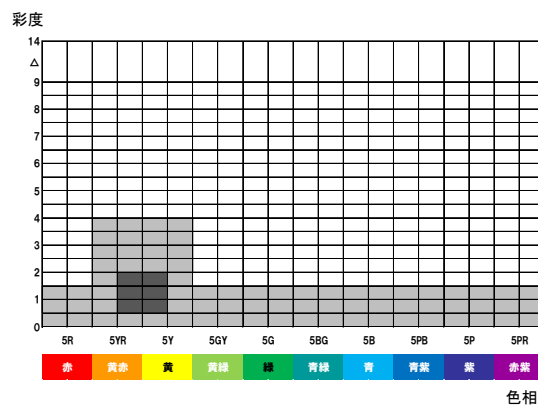
北部丘陵地域景観ゾーン



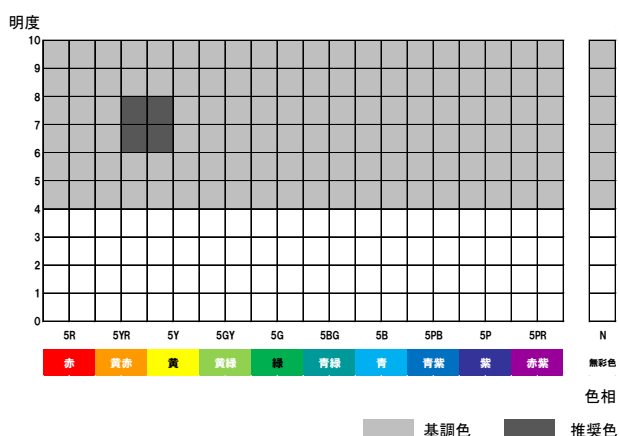
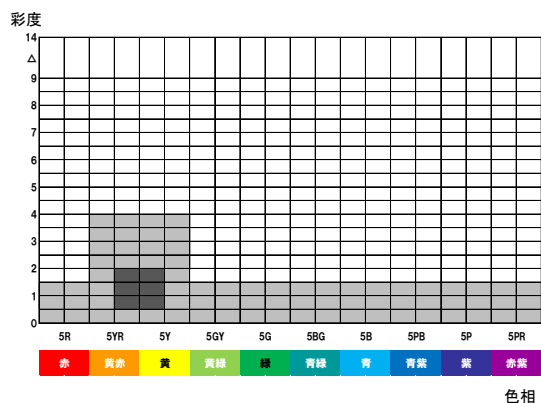
中部地域景観ゾーン



海岸地域景観ゾーン



中心市街地地域景観ゾーン



イ) アクセント色

基調色以外にアクセントとして利用する部分は、建築物の見附面積の 1/10 未満とする。

イメージ



- 1)マンセル値：色彩を正確かつ客観的に表すために用いられる色彩のものさしとも言える尺度で、一つの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」の3つの属性の組み合わせで表現する

6) 共通配慮事項

次の2つについては、施設に限らず配慮すべき事項として定めます。

1. サイン

方針：茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、ユニバーサルデザイン¹⁾とまちの魅力を伝えるサインを整備する。

景観形成基準

- ・サインの設計にあたっては、情報内容、配置、本体をガイドラインに沿って設計する。できるだけ集約し、必要以上のものをつくらない。
- ・サインを掲出する趣旨や周辺環境に併せて、色彩、盤面の内容、本体のデザインなど検討する。
- ・バス停、駅前など交通系のサインについても、公共性が高いものであるため、事業主体に関わらずガイドラインの趣旨に沿って設計する。

イメージ



1) ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

2. 工事中

方針：工事中は、景観的にも機能的にも周辺に迷惑をかける場合が多く、周辺住民や施設利用者の不快感を緩和するよう配慮する。

景観形成基準

- ・工事中の仮囲いや設備類は、それ自体をデザインしたり、周囲に花壇を設けることなどにより、圧迫感を軽減したり、人々の目を楽しませる。

イメージ



第6章

サインに関する事項



6-1 サインの種類と性質

サインは、まちや施設を案内するための情報媒体であり、「公共機関が設置するサイン」（以降、公共サイン）と「民間事業者が屋外に設置するサイン」（以降、屋外広告物）の大きく2つに分かれます。

サインは、まちや施設の情報を分かりやすく提供するだけでなく、まちを演出する効果があります。一方で、情報を提供したいからといって「目立てばよい」「たくさん設置した方がよい」「要望があったから設置する」などの考えで設置するとかえって、街なかに情報が散乱し、分かりにくくなり、適切に情報が伝わらず、まちのイメージを損なうのがサインです。

サインを用いて情報を伝える際には、「情報量を抑え、シンプルに伝えること」と「魅力が伝わるように設計すること」ことで、利用者に情報が伝わります。

そこで、本市では、茅ヶ崎市屋外広告物条例及び茅ヶ崎市公共サインガイドラインに基づき、設置者や広告主に対して、街なみに調和することに加えて、まちを演出するサインの設置を求めます。

6-2 公共サインに関する事項

1) 基本方針

茅ヶ崎市公共サインガイドライン（以降、市ガイドライン）では、ユニバーサルデザイン¹⁾に配慮するとともに、住む人や訪れた人が、茅ヶ崎で過ごす時間や生活を楽しむことができるように、「歩きたい、出掛けたい」と思える公共サインが整備されるように基本方針を定めています。

1 市ガイドラインの内容に即すこと

公共サインはガイドラインに即し、設計し、整備を進めていきます。なお、国、県、その他公益団体及び民間活力を導入した施設も、本市ガイドラインに即して設計されるように協議します。

<参考 市ガイドラインの基本方針>

■分かりやすく伝える（情報内容）

掲出している内容を多くの人が理解できることが大切です。そのため、書体、文字の大きさ、図記号、多言語、色彩などに配慮します。

■誰もが見やすい形で伝える（表現様式）

伝えたい情報を的確に伝えることが大切です。そのため、不要な機能や装飾を抑えることを基本とします。施設などの位置を同定するサイン、地図などの周辺の情報を伝えるサインなど、目的に応じたサインを設置できるようにします。

さらに、「海」や「丘陵地」など、茅ヶ崎の魅力にあった公共サインを計画するため、必要な事項を定めます。

■受け取りやすい場所に配置する（空間上の配置）

暮らしの中で気軽にまちや施設の状況を受け取ってもらえることを重要視します。本市の移動手段を考慮し、鉄道駅など移動の起点や公共施設、移動の結節点をつなぐ愛称道路等を基本にサインを設置します。

2 まちの魅力を伝える

公共サインについては、単に情報を伝えるだけでなく、その地域の環境をサインから伝えるような魅力あるサインを設置します。

1) ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方のこと

2) 設置までの流れ

公共サインの設置・更新にあたっては、市ガイドラインに沿って進められているかを確認するため、次の手続きを踏まえることとします。また、設置・更新後は、安全に設置されているか維持管理を行います。

ステップ1 設置検討・事前相談

設置主体は、設置・更新にあたっては、市ガイドラインに沿って計画をされているか、予算措置や発注前に必ず、景観みどり課にサイン計画について事前相談を行います。

事前相談にあたっては、設置の必要性を十分に検討し、計画図面等を届出に必要な書類を用意します。必要に応じて、景観まちづくりアドバイザーと協議します。

ステップ2 届出書の提出・内容の確認

事前相談を受け、正式な届出書を提出します。景観みどり課は、内容をチェックし、修正等がない場合は受理し、設置者にその旨を通知します。

ステップ3 サインの設置

届出受理の通知を受けて、施設管理者の占用等の許可を受けた上で、サインを設置・更新します。

ステップ4 報告書提出

設置主体は、設置届を提出した物件を設置した後、すみやかに設置報告書を景観みどり課へ提出します。

景観みどり課は、設置報告書を受理した段階で、管理台帳を更新・管理します。

ステップ5 維持管理

設置主体は、設置後は不備等が発生していないか、チェックシートに基づき、定期点検を行い、報告書として提出します。

定期点検により、不備があった場合は、必ず修繕を行います。点検、修繕終了後に、点検済シート、修繕済みシートを景観みどり課に提出し、サイン台帳とともに管理します。

3) 既存の公共サインの見直し

屋外広告物については、屋外広告物条例により、安全性や景観的視点から、その総量などの規制・誘導に加えて、集約化など広告物が乱立しないように、必要に応じて協議を行っています。

公共サインも同様に、必要性の有無、視認性や通行等の安全性、景観的視点などを鑑みて、適切に設置する必要があります。

そこで既存の公共サインについては、更新の時に、設置の必要性について設置者と協議し、集約化や配置等の変更を行います。

■見直しのタイミング：占用許可の更新年の前年度

■対象となるサイン：案内のためのサイン、規制のためのサイン

■見直しの流れ

ステップ1 見直しの方針

管理台帳を基に、公共サインの見直しの検討を行う。施設管理者と協議により、公共サイン設置の継続・除去など見直しの考え方を整理します。

特に設置数の多い規制のための公共サインは、その設置の必要性や状況などを鑑み、設置の継続・除去等の方針を定めます。

ステップ2 サイン設置課かいと協議

方針に基づき、必要性がないと判断された公共サインについては、再度、設置課かいと協議し、見直しを行います。

ステップ3 占用の更新許可

設置を継続する公共サインについては、占用許可の更新を行います。除去の対象となったものは、占用許可の更新をしません。

ステップ4 維持管理

更新後は、公共サインの維持管理を行います。

6-3 屋外広告物に関する事項

1) 基本方針

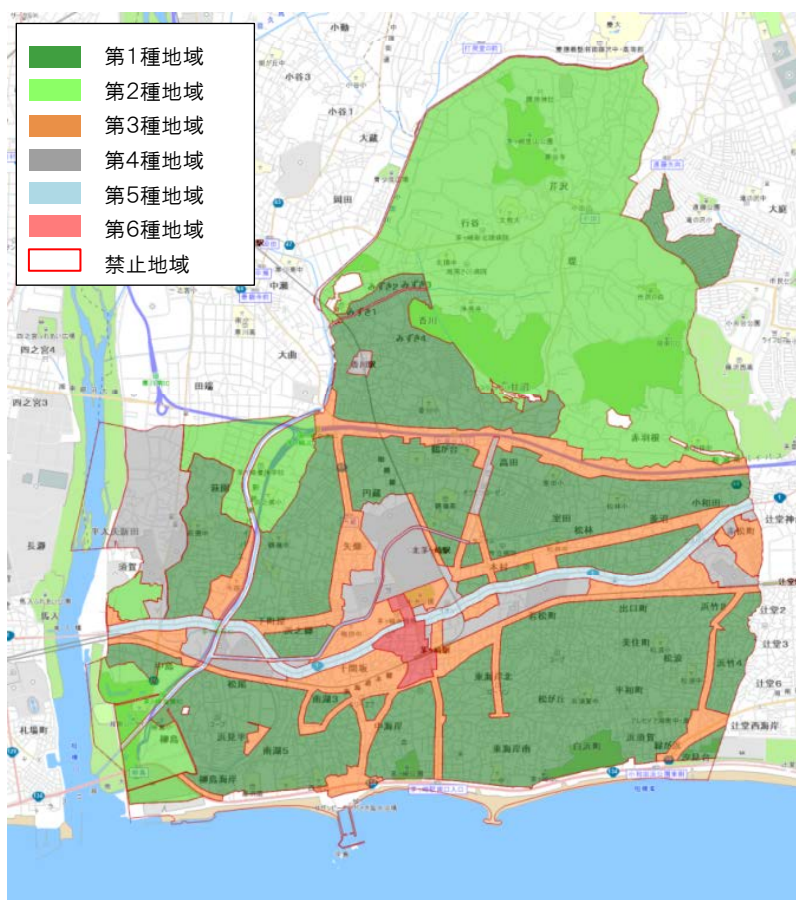
安全でまちを演出する 屋外広告物

屋外広告物は、景観法及び屋外広告物法の規定により、景観計画に広告物の表示および掲出に関する事項が定められた場合は、その定めに従うこととなっています。

そこで本市では屋外広告物については、屋外広告物条例及び景観法の届出により、屋外広告物の形態意匠等の規制・誘導を進めます。

2) 屋外広告物条例に基づく制限

茅ヶ崎市屋外広告物条例では、用途地域などを鑑み、街なみと調和した屋外広告物掲出を進めるため、地域区分を設定し、屋外広告物の規制・誘導を進めます。また、屋外広告物の色彩等の規制により景観形成を図ることができるエリアや魅力ある屋外広告物を掲出することによって、まちを演出できるエリアについては、許可地域等を追加・変更することを検討します。



※図中の地域区分はおよその範囲を示すもので、実際は詳細な区分が生じます。

屋外広告物の許可地域

地 域	考え方	対象とする用途地域
第1種地域	閑静な住宅地の良好な住環境を保全する観点から、広告物の掲出を抑制し、まち並みの落ち着きを保全します。 ・表示面積の総量規制 ・屋上広告物の設置禁止 ・袖看板の設置の規制強化 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の禁止 ・誘導のための案内看板基準の策定	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 (浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益・商業ゾーンと商業ゾーンを除く。)
第2種地域	自然環境及び自然景観保全の観点から、極力広告物の掲出を減らしていくとともに、富士山等の眺望景観を配慮し、高さを抑制します。 ・表示面積の総量規制 ・屋根の最高部を超える屋上広告物の設置禁止 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の禁止 ・誘導のための案内看板基準の策定	市街化調整区域
第3種地域	商業用途の混在もみられますが、現状は低中層の住宅地としての性格が強い傾向にあります。そこで、環境と景観を重視する観点から独立広告板を中心に、自家用以外の過剰な広告物の掲出を抑制します。 ・表示面積の規制 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化 ・誘導のための案内看板基準の策定	第一種住居地域 第二種住居地域（国道1号両側50mを除く。） JR東海道線以南の準住居地域、近隣商業地域 浜見平特別景観まちづくり地区の地区区分のうち公共公益・商業ゾーンと商業ゾーン。
第4種地域	商業施設、生産流通施設、住宅と様々な利用形態が混在しており、案内板を除く独立広告板を中心に自家用以外の過剰な広告物の掲出を抑制します。 ・表示面積の規制 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化 ・誘導のための案内看板基準の策定	JR東海道線以北の近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域（国道1号両側50m以内を除く。）
第5種地域	主要道路である国道1号沿道で、旧東海道の歴史の面影を守り、交通上の安全と景観形成のバランスを考慮します。案内板を除く独立広告板を中心に自家用以外の広告物の掲出を抑制します。 ・表示面積の規制 ・袖看板の設置の規制強化 ・点滅照明、ネオン照明及び動光の規制強化 ・誘導のための案内看板基準の策定	商業地域を除く国道1号両側50m以内
第6種地域	中心市街地であり、多種多様な広告の需要が最も高い地域であるため、基本的には県条例の基準を継承します。	商業地域
禁止地域	茅ヶ崎海岸や歴史的な資源等がある地域について、屋外広告物の掲出を禁止し、風致の維持に努めます。	重要文化財に指定されたもので市長が指定する範囲、保安林、特別緑地保全地区など

3) 景観法に基づく制限

景観条例に基づき指定した地区（指定地区）や、一定規模以上の建築物等については、行為の届出にあたり、屋外広告物の形態や色彩等について規制・誘導を行います。

○指定地区

指定地区については、地区のまちづくりの方針に基づき、屋外広告物の大きさ、位置、表示部分の形状等について、景観形成の方針と景観形成基準を定めます。

○指定地区以外の行為の届出に該当する建築物等

各景観ゾーンの方針に配慮し、屋外広告物の素材・色彩等について、景観形成の方針と景観形成基準を定めます。

第7章

より良い景観まちづくりのために



7-1 景観まちづくりを進めていくために

本市が目指す景観は、屋外での生活を楽しんでいる人々の姿が様々な場所で見られるようにすることです。これを体現するために、市民、事業者及び行政が進める景観まちづくりの考えを計画に定めました。これまでと同様に景観まちづくりを進めるためには各主体が協働しながらも、主体的に取り組むことが必要です。ただし、ただ協働するだけでなく、各主体が忘れてはいけないことは、「市民、事業者及び行政それぞれの都合や趣向でまちづくりを進めるのではなく、人々が心の中で感じている想いに立つこと」です。

「1-1 はじめに」で示したように、人々が抱くまちの魅力とは何か、何を感じながら生活しているのか、何を望んでいるのか、心に潜在する想いを読み取り、まちの生活が魅力あるものになるように、各主体が常に考え、できることを実施していくことです。

理念や目標に基づき景観まちづくりを着実に推進していくための体制を構築し、また市民、事業者の方の活動を積極的に支援します。

1) 推進体制

本計画の進行管理は、計画の策定や変更に伴う審議を行う景観まちづくり審議会にて進めていきます。また、景観施策の推進にあたっては、市民、事業者や庁内各課と連携し、必要に応じて景観まちづくりアドバイザーに意見を聴きながら進めます。

○景観まちづくり審議会（茅ヶ崎市景観まちづくり審議会規則）

景観まちづくり審議会は、茅ヶ崎市における景観まちづくりに関し、必要な事項を調査審議するために、市長が諮問する地方自治法上の附属機関です。

景観計画の変更、景観協議、その他景観まちづくりの推進のため必要と認める事項につき、市長の諮問に応じて調査・審議し、その結果を答申又は意見を建議します。

○景観まちづくりアドバイザー（景観条例20条）

近年のまちづくりは、都市計画の知見だけでは解決せず、様々な領域における専門的な視点が必要となっています。景観まちづくりアドバイザーは、都市デザイン、ランドスケープデザイン¹⁾、建築、サイン、マーケティング²⁾、ブランディング³⁾等は、専門とする領域は様々です。

まちづくりに関わる施策、景観協議、市民や事業者が行う景観まちづくりなどに対し、専門的な視点から助言や相談を行うため、景観まちづくりアドバイザーを派遣します。

1)ランドスケープデザイン：主に広場や公園などの屋外空間を計画し、設計すること

2)マーケティング：組織が、サービスや商品等を提供するために行う、市長調査、販売、宣伝などの活動のこと

3)ブランディング：ブランドづくりを行う活動のこと

2) 市民、事業者への支援

市民、事業者主体で行う景観まちづくりについては、目的や活動内容、まちづくりの成熟度に応じて、専門家の派遣や各種助成などの支援を行います。

支援は、市民・事業者が自立的に活動を行う意志があり、かつ各主体の都合だけで行うものでなく、計画の基本理念や基本目標等に合うか確認し、進めていきます。必要に応じて、景観まちづくりアドバイザーや景観まちづくり審議会の意見を聞きながら、公平性や透明性の確保を図り、進めます。

○景観まちづくり学習

一般市民や事業者、行政職員を対象とした景観に関する講演会、イベント等を開催し、広く生涯学習の一分野として景観まちづくりの普及を進めます。

○情報共有

景観まちづくり市民団体やその他団体が行っている活動など、他団体とも共有し、それぞれの団体活動の参考となるための情報共有を進めます。活動のエリアや具体的な活動内容をまとめたパンフレットの作成や、SNS¹⁾等を活用し、活動の情報を発信・共有する体制を構築します。併せて、景観ポイントや本市が行っている景観まちづくりについても情報発信を進めます。

○景観まちづくり市民団体（景観条例18条）

景観まちづくりの推進に寄与することを目的として、自主的な運営により継続的かつ計画的に景観まちづくりに関する活動を行う団体を茅ヶ崎市景観条例に基づき、市長が登録します。登録することで、景観まちづくりアドバイザーなどの派遣を行うことができます。

○景観まちづくり協議会（景観条例16条）

一の区域における景観まちづくりを推進することを目的として組織された団体で、茅ヶ崎市景観条例に基づいて認定します。認定には構成員を5名以上有し、団体の活動が当該区域の多数の関係住民に支持されていることが必要となります。景観法第11条第2項に定める条例で定める団体として、景観行政団体に対し、景観計画の策定又は変更を提案（景観まちづくり地区の指定）することができます。また、提案にあたっての活動費の支援を受けることができます。

1) SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称。Web上で、複数の人がコミュニケーションを行うことが可能になるサービスのこと。

○景観整備機構の指定（景観法 9 2 条）

景観整備機構制度は、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、景観の保全・整備などの業務を行うことができる公益法人又は NPO について、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度です。

指定にあたっては、指定を受けたい団体の組織力（理念、人材、資金、内容及び実績）や景観計画に対する考え方を整理し、景観まちづくり審議会の意見を聞いた上で指定します。

○景観協議会の設立（景観法 1 5 条）

景観協議会は、景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものです。必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことができます。

湘南海岸の景観保全など広域景観の取組を進めるにあたり、関係行政機関や県と協議した上で必要となった場合、景観協議会の設立を検討します。

○表彰制度（景観条例 2 3 条）

表彰制度を確立し、優れた施設デザイン、まち並み、景観まちづくりの活動、提案など表彰対象を部門別に設定するなど、景観まちづくりの及ぼす対象を広く普及・認知します。

○その他支援

景観に関する市民団体や地区景観まちづくりのための地元主体の組織づくりを支援するとともに、それらの団体等が行なうワークショップやイベント等の活動に対し、各種の支援を行います。

3）財源の確保

市民団体の活動支援、公共施設等の修景などを進めるにあたっては、財源も必要となります。持続的な取組を進めるため、市の財源だけに頼ることなく、基金等の設置など、独自の財源確保を検討します。なお、確保した財源は、市民団体への支援、公共空間の利活用、公共施設等の修景など、本計画の基本理念や基本目標に合致する施策に対して、財源を充当します。

コラム はじめてみようかな？ まちづくり

まちづくり活動と言われると、活動のはじめから「**組織をつくる**」、「**まちのルールをつくる**」ことをイメージしますが、組織やルールをつくることや行政に何か要望するために活動することがまちづくりではありません。

大事なことは、「自らが何かできるか？」を念頭に、街なかで課題を再確認したり、地域の中で話し合う機会を設けたり、イベントなどを開催しながら、徐々に活動を広げていくことです。

「まちづくり活動を始めようかな・・・」と考えている方は、下記を参考にしてください。なお、景観まちづくり地区や景観協定をつくることを考えている方は、市がガイドブックを作成していますので、併せて参考にしてください（HPでもご覧いただけます）。

○まちについて話し合う、確認する。



- ・まちについて話し合ったり、改めてまちの状況を見る機会を持つ。
- ・先進事例などの視察し、活動している方々と意見交換をすることも参考になります。

景観まちづくりに関わる支援

- ・景観みどり課に相談。
- ・景観まちづくり学習

※市では、上記以外にも様々な制度がありますので、関係しそうな課に相談してください。 など

○活動の目的や内容を整理する。



- まちづくり活動の目的や内容を整理します。
この時重要なことは、下記のとおりです。
- ・目的や内容を、関係者と共有する。
 - ・自分たちの意見だけでなく、専門家などからアドバイスももらう。
 - ・行政に頼るだけでなく、自ら何ができるかを整理する。

景観まちづくり市民団体
景観まちづくりアドバイザー

など

○取組を行う。

- 話し合いや勉強をするだけでなく、イベントやルールづくりなど何か行うことが大事です。取組を行うにあたって、留意することは下記のとおりです。
- ・できるところからはじめる。
 - ・取組を振り返り、課題や成果をまとめる。
 - ・活動が持続できたら、新しい取組も考える。

景観まちづくりアドバイザー
景観まちづくり協議会
景観整備機構

など

○観察日誌（過ごし方調査）

本計画の観察日誌とは、観察者が現地に赴き、人の行動から公共施設の整備効果や公共施設等の設計にあたり配慮すべき事項を把握する調査です。本調査の有用な視点は、満足度調査などアンケートでは把握できない、人の感情や無意識に行っている行動などを実態から把握できるところにあります。

本調査により、本計画の基本目標「屋外の生活を楽しめる空間をつくる」「茅ヶ崎の価値・魅力を体感できる機会を創出する」を達成しているか把握するため、再整備や新たに整備した空間が、遊び、会話など人の交流の場となっているかを観察し、整備前後などの状況を比較し、確認します。

また本調査は、人の行動から有用に働いている事項、課題点など設計に参考となる情報をもたらします。その情報から、行為の届出、公共施設のデザイン指針など参考すべき知見を整理し、計画に反映します。



公園の使われ方



道路の使われ方

○事業進捗の確認

本計画に基づき、具体的な景観施策を進めていきますが、その進捗をゾーンごとに確認します。事業進捗の確認にあたって、基本目標「茅ヶ崎の魅力・価値を体感できる機会を創出する」に基づき、景観協議を行った事業や運用事業において、工夫を取り入れたか把握します。

■北部丘陵地域景観ゾーン

北部丘陵地域景観ゾーンは、特別緑地保全地区等の指定による自然環境の保全や歴史文化交流館周辺の整備を基軸に景観形成を進めます。また、緑地の一部公開や歴史的資源の活用を進め、生活者が本ゾーンの価値を伝える機会や環境を創出します。

メニュー	前期(H30～H34)	後期(H35～H39)
景観資源の指定 >>>>>>>>	景観重要公共施設（小出川）、ちがさき	景観資源の指定（浄見寺周辺）
公共サインの整備 >>>>>>>	設計 （下寺尾・堤地区）	整備
	公共サインの協議、定期点検の実施	
まち起こし事業 >>>>>>>>	下寺尾・堤地区 （試行実施）	継続的に実施
主な関連事業 >>>>>>>>>>>	（仮称）茅ヶ崎市歴史文化交流館周辺整備	
	下寺尾官衙遺跡群の保全・整備	
	特別緑地保全地区等の指定と学習機会の提供	
		小出川治水整備

■中部地域景観ゾーン

行為の届出等を通じて、富士山の眺望の確保やみどり豊かな住宅地の景観形成を図ります。歴史文化交流館等の整備に併せて、景観資源等の指定を進めます。

メニュー	前期(H30～H34)	後期(H35～H39)
地区の指定 >>>>>>>>>>	香川駅まちづくり計画等に進捗に併せて指定 辻堂駅西口周辺整備に併せて辻堂駅西口特別景観まちづくり地区の指定拡大	
景観資源の指定 >>>>>>>	景観重要公共施設の指定 (駒寄川) 景観資源の発掘(旧大山街道周辺など)	
公共サインの整備 >>>>>>	設計 (下寺尾・堤地区) 整備 公共サインの協議、定期点検の実施	
まち起こし事業 >>>>>>>>	下寺尾・堤地区 (試行実施) 継続的に実施	
主な関連事業 >>>>>>>>	(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館周辺整備 下寺尾官衙遺跡群の保全・整備 香川駅まちづくり計画の推進 辻堂駅西口周辺整備の推進	

7
1
2

計画の評価と更新

駅周辺や行政拠点地区は、茅ヶ崎の顔となるため、公共性を担保しつつ、景観形成を進めます。愛称道路を景観重要公共施設に指定するとともに、制度を活用し、公共性の低いサインや記念碑など設置されないように占用事項の内容を見直します。また、愛称道路を軸とした特別景観まちづくり地区の指定を検討します。

7-10

また概ね10年後に、計画の総括評価及び基礎調査を行い、基本理念や目標の再設定を行う計画の変更を行います。なお、基礎調査とは「1-6 茅ヶ崎らしさ」で示した調査を再度行います。

7-12

表紙の写真のタイトルと撮影者

1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21

- 1 元気ハツラツ／三山静雄さん
- 2 朝陽とラジオ体操／森直樹さん
- 3 ボール／景観みどり課
- 4 外で過ごす満月の夜／古角理紗さん
- 5 大きな木の下で／松原宗佑さん
- 6 みんなの浜降祭／佐藤亜希子さん
- 7 河津桜の散歩道／青木勇さん
- 8 18時過ぎ待合せ／景観みどり課
- 9 今年も夏が来た！／松原あゆさん
- 10 冬の茅ヶ崎海岸／大川明久さん
- 11 こいのぼりの下で／小西琢朗さん
- 12 さんぽ／添田典子さん
- 13 甘沼のヒツジ／城田勝則さん
- 14 朝の風景～小出川土手の道～／西村まさおさん
- 15 冬の伊豆の山々の夕暮れ／五十嵐正男さん
- 16 ボクも入りたいよ！／永井隆太郎さん
- 17 海岸で花火を見る人／森直樹さん
- 18 FC グランツ梅田「第37回茅ヶ崎杯・グリーンカップ少年サッカー大会」
初優勝おめでとう／橋本齊さん
- 19 撮影 三橋嘉考さん
- 20 浜辺のヨガ／廣田耕治さん
- 21 北口駅前広場／渋谷さん

裏表紙の写真のタイトルと撮影者

1	2	3
4	5	6
7	8	9
10	11	12
13	14	15
16	17	18
19	20	21

- 1 烏帽子岩とサーフキッズ／寺尾恵一さん
- 2 えぼし麻呂大人気／景観みどり課
- 3 海・漁船・芽吹き／三橋嘉考さん
- 4 まち歩き／前田俊明さん
- 5 秋、色づく中央公園／三山静雄さん
- 6 元日の初釣り／五十嵐正男さん
- 7 ベストシーズンのさくら広場／城田明香さん
- 8 富士山とサーファー／森直樹さん
- 9 肩車／景観みどり課
- 10 朝の風景～小出川土手の道～／西村まさおさん
- 11 思い思いに過ごす／古角理紗さん
- 12 えぼし岩と大島／廣田耕治さん
- 13 バー18時半／景観みどり課
- 14 休憩／景観みどり課
- 15 賑わい／景観みどり課
- 16 パグ友／松原宗佑さん
- 17 ダイヤモンド富士／五十嵐正男さん
- 18 地引き網／三山静雄さん
- 19 えぼし岩／渋谷さん
- 20 屋台でランチ／景観みどり課
- 21 みんなですべる／景観みどり課

茅ヶ崎市景観計画
2018年 月（平成30年 月）改定
発行 茅ヶ崎市
編集 都市部景観みどり課

〒253-8686
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
電話 0467-82-1111
FAX 0467-57-8377
ホームページ：<http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>
携帯サイト：<http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード



